

第一条 この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。
(施行期日)
(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第九十五条の規定により業務の監督についてなお從前の例によることとされた同法第四十二条第二項に規定する特例民法法人に係る環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第九条に基づく書面の保存に代えて行われる当該書面に係る電磁的記録の保存については、第七条の規定による改正後の環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一の規定にかかわらず、なお從前の例による。

附 則 (平成二十三年一月二八日環境省令第一号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月六日環境省令第五号)抄
(施行期日)

この省令は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十五号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二七日環境省令第三号)抄
この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年二月二二日環境省令第二号)抄
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

<p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年一〇月一五日環境省令第二五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条及び第六条の規定 令和四年四月一日</p> <p>二 第三条及び第七条の規定 令和五年十月一日</p> <p>附 則（令和二年一二月二八日環境省令第三三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和四年一月一九日環境省令第一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則（令和六年一二月二〇日環境省令第十六号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <p>大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九号第十八条の十五第三項及び第十七号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百五十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の十五第五項（第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条第十八項において準用する場合を含み、第十二条第十三項、第十三条の四の四第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。</p>

規則	昭和四十六年 総理府・通商産業省	水質汚濁防止法施行規則 （昭和四十六年六月六日厚生省・通商産業省令第一号）	大気汚染防止法施行規則 （昭和四十六年六月六日厚生省令第二号）	第九条第九号
規則	昭和四十六年 厚生省・通商産業省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （昭和四十六年六月六日厚生省令第三十五号）	第六条の十九第二項、第十七条の七第一号ニ及びヘ並びに第十三条の十二第一項から第三項まで	第六条の十九第二項、第十七条の十六第二項及び第十
規則	昭和四十九年 総理府・通商産業省 令第四号)	公害健康被害の補償等に関する法律施行規程 （昭和四十九年二月二日総理府令第九十号）	第十九条	第六条の十九第二項、第十七条の十六第二項及び第十
規則	昭和十四年 環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十号）	環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十号）	第二十八条	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替え得て適用する場合を含む。）
規則	昭和十八年 環境省令 (第三号)	土壤汚染対策法施行規則 （平成十四年環境省令第二十九号）	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替え得て適用する場合を含む。）	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替え得て適用する場合を含む。）
規則	昭和二十一年 環境省令 (第十号)	土壤汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）	第六条	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替え得て適用する場合を含む。）
規則	平成二十三年 地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 （平成二十	第六条	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替え得て適用する場合を含む。）	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替え得て適用する場合を含む。）

別表第二（第五条関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第五条 第五項（第十五条の四の二第二項）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第五条 第五項（第十五条の四の二第二項）
（昭和四十年政令第三百号）	（昭和四十年法律第五十三号）	（昭和四十年法律第五十三号）	（昭和四十年法律第五十三号）

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第十二条第一項（同条第二項）	土壤汚染対策法（平成五十八年法律第四十号）	第十二条第一項（同条第二項）
（昭和四十年法律第五十三号）	（昭和五十八年法律第四十条）	（昭和五十八年法律第四十号）	（昭和五十八年法律第四十条）
（昭和四十年法律第五十三号）	（昭和五十八年法律第四十号）	（昭和五十八年法律第四十号）	（昭和五十八年法律第四十号）
（昭和四十年法律第五十三号）	（昭和五十八年法律第四十号）	（昭和五十八年法律第四十号）	（昭和五十八年法律第四十号）
（昭和四十年法律第五十三号）	（昭和五十八年法律第四十号）	（昭和五十八年法律第四十号）	（昭和五十八年法律第四十号）

並びに第六条の十二第一号及び第二号

土壤汚染対策法（平成五十九号）	第十四条第一号及び第二号並びに第二十条第一号及び第二号
（昭和五十九年環境省令第二十九号）	（昭和五十九年環境省令第二十九号）

並びに第六条の十二第一号及び第二号